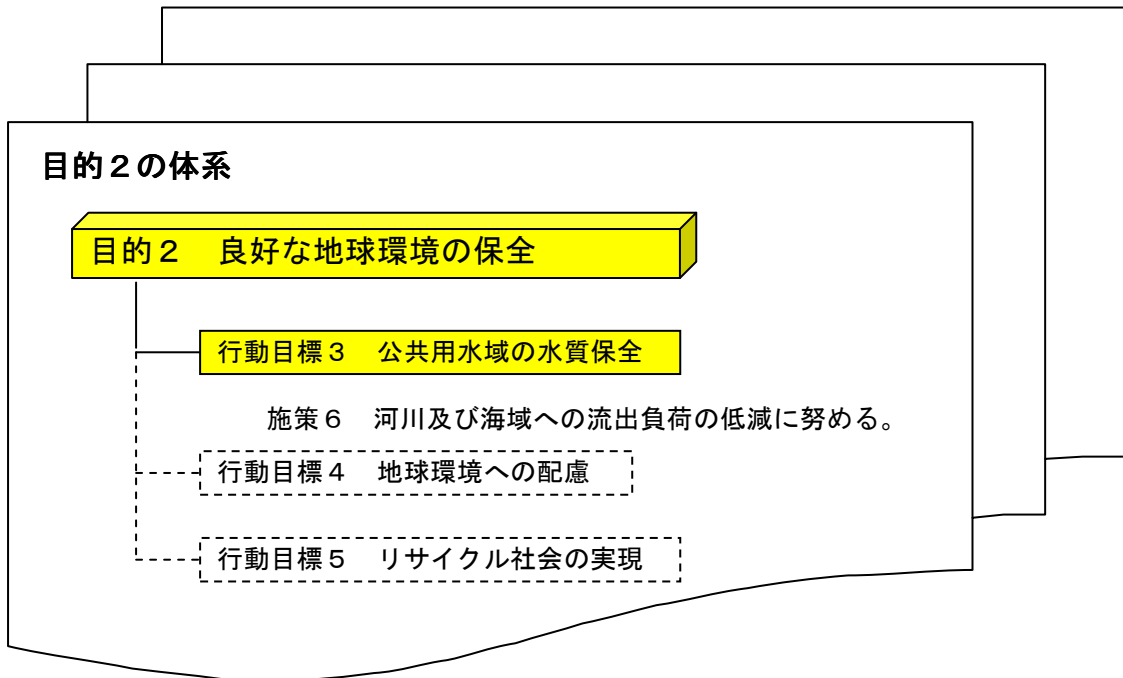


目的 2 良好な地球環境の保全

良好な地球環境の保全のために、環境に優しい下水道事業の実施に努めます。



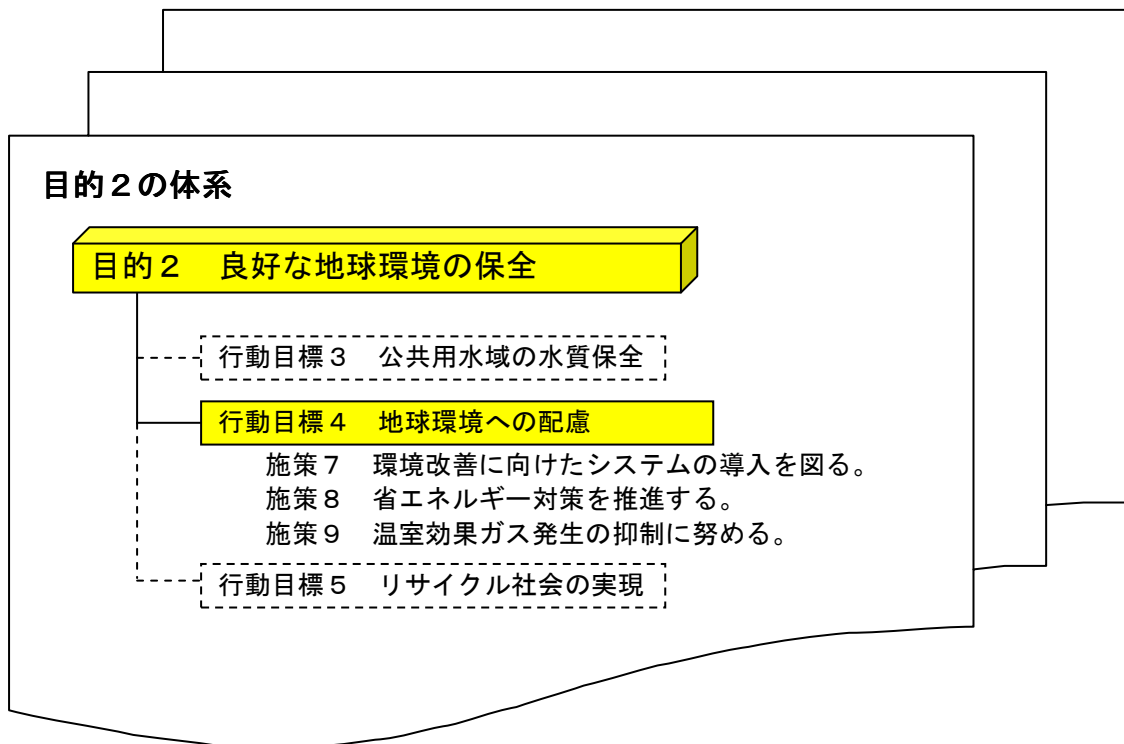
行動目標 3 公共用水域の水質保全

下水道の整備は、河川や海域など、公共用水域の水質保全に有効な手段であるため、その整備を推進し流出負荷の低減に努めます。

【施策の展開】

河川や海域における公共用水域の水質保全のためには、流域の生活排水処理対策が重要であり、公共下水道事業は、市街化区域内において整備を行い、効率的な流出負荷の低減に努めます。

施 策	内 容
<p>(施策6) 河川及び海域への流出負荷の低減に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道事業計画区域内における下水道の整備を図り、生活雑排水が公共用水域へ流入することによる負荷の低減に努める。 ・ 処理場から排出する放流水の水質については、より優れた水処理技術の導入を図り、経済的・効率的な流出負荷の低減に努める。



行動目標4 地球環境への配慮

下水道事業の推進、継続において、※¹LCA（ライフサイクルアセスメント）の観点から、施設の建設や管理の各段階における資源・エネルギーの消費抑制を行うことにより地球環境へ配慮します。

【施策の展開】

地球環境への配慮として、環境改善に繋がる有効な取り組みを行います。また、下水処理場は多量のエネルギーを消費するプラント施設であるため、省エネルギーの推進や温室効果ガスの発生の抑制に努めます。

※¹LCA（ライフサイクルアセスメント）

人工物が作られてから捨てられるまでどれだけ環境に影響を与えるか、「人工物の一生」を環境への影響で捉える評価システム。下水道事業においては、水処理、汚泥処理を行うにあたって必要とする施設、設備などの製造過程から、運転で消費するエネルギー、廃棄やリサイクルで消費するエネルギーなどを定量的、客観的に評価することとなる。

施 策	内 容
(施策7) 環境改善に向けたシステムの導入を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島市環境基本計画に基づく率先行動計画を推進する。 ・ ※² ISO14001（環境マネジメントシステムの国際規格）の取得に努める。 ・ ※³ 環境会計の導入を図る。
(施策8) 省エネルギー対策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理施設の集約化や、効率化（省エネ型の設備導入など）を図る。 ・ 効率的な処理場運転管理の推進に努める。 ・ 技術開発の動向や経済性を見極め、未利用エネルギーの活用を努める。
(施策9) ※ ⁴ 温室効果ガス発生の抑制に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理場の集約化や効率化を図る。 ・ 効率的な処理場運転管理の推進に努める。 ・ 公用車については、環境負荷の少ない低公害車の導入を進める。

※² ISO14001

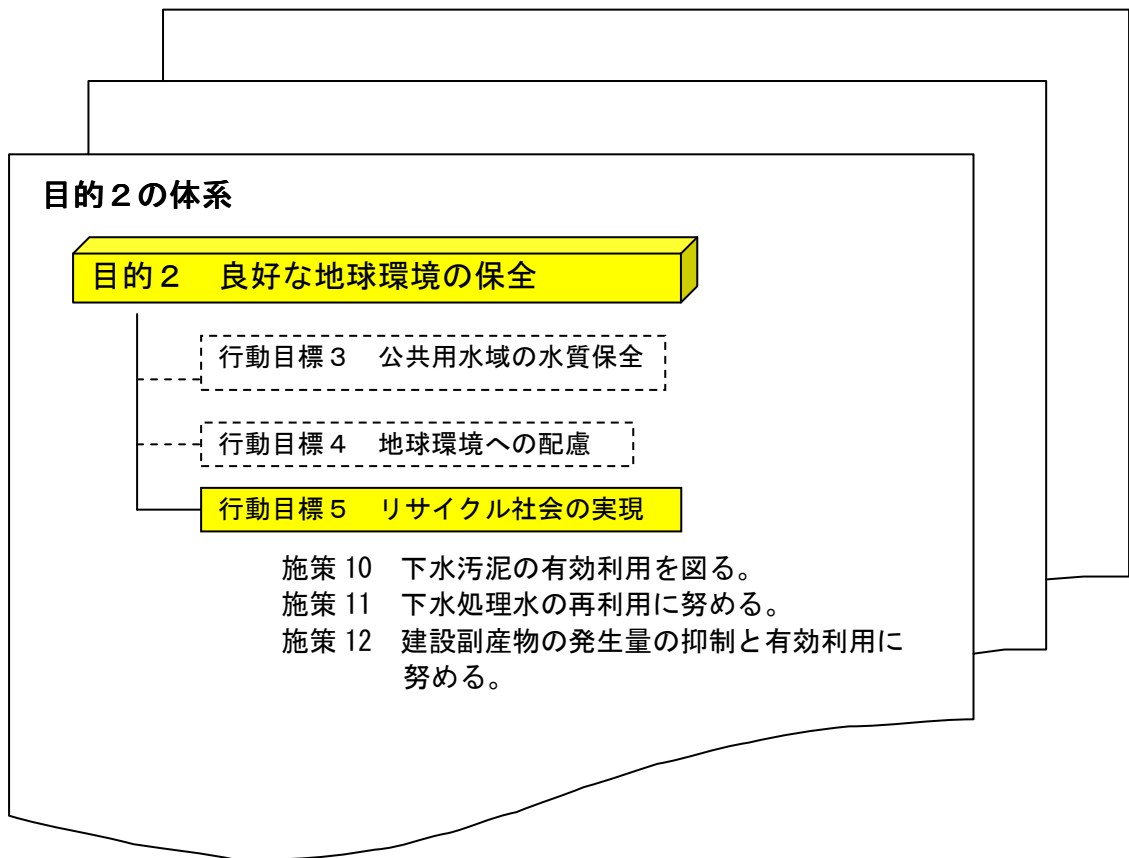
ISO14001は、環境マネジメントシステムの公式認証基準を規定した国際規格。組織が経済活動を行う場合に、環境保全活動を自主的・継続的に行うことを目的としており、その取り組みを公に示すことが可能となる。

※³ 環境会計

環境活動に対して、どれだけ費用、資源を投入し、それによってどれだけ効果を生んだか測定する手法。組織が環境施策を効率的、効果的に進めていくためのツールとして、また、環境活動の取り組みを市民に知ってもらうために有効な方法である。

※⁴ 温室効果ガス

地表面から放出される赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室のような効果を持つ大気中の気体の総称。二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなどがある。近年、この温室効果ガスの増加による地球の温暖化が進み、気候の変化、海水面の上昇などの地球規模の環境問題が生じるとして憂慮されている。



行動目標5 リサイクル社会の実現

下水道から発生する多量の下水汚泥や下水処理水を、原材料、資源としてその価値を有効に活用し、地球環境に優しいリサイクル社会の実現に向けた取り組みを行います。

また、下水道工事に伴って発生する^{※1}建設副産物の発生抑制や有効利用を推進します。

【施策の展開】

本市の下水汚泥は、現在全量堆肥化しそのすべてをリサイクルしていますが、今後とも増加する下水汚泥を安定的に処分するため、堆肥化による緑農地利用を主とするほか、建設資材への利用も図ります。また、下水処理水の再利用、建設副産物の発生量の抑制及び再生資源の積極的な有効利用に努めます。

施 策	内 容
(施策 10) 下水汚泥の有効利用を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚泥の有効利用を図るために、今後とも汚泥の堆肥化を行う。 ・ サツマソイルの販売促進を図る。 ・ 下水汚泥の減量化に努める。 ・ サツマソイルの今後の需要や堆肥化場の能力などを考慮し、堆肥化以外の処分方法として、セメント原料化など建設資材への利用を図る。
(施策 11) 下水処理水の再利用に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理場内の機械用水や雑用水として、さらに積極的な有効利用に努める。
(施策 12) 建設副産物の発生量の抑制と有効利用に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後とも、計画・設計の工夫による建設副産物の発生量の抑制とともに、再生資源の積極的な有効利用に努める。

※¹建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源として、そのまま原材料となるもの（建設発生土、金属くず等）、そのままでは廃棄物であるが、原材料として利用することにより再生資源となるもの（コンクリート塊、建設発生木材等）、原材料として使用できない廃棄物（有害・危険物）の3つに区分される。